

(公財) 福岡県国際交流センター語学ボランティア利用について

別紙

利用条件

1. 国際交流に関する非営利活動に対して、公的機関、国際交流団体及び面接によりセンターが認めた個人並びにグループ等からの依頼により、原則として宿泊を伴わない範囲で語学ボランティアを紹介いたします。
2. 語学ボランティアは、日本語から外国語、または外国語から日本語への通訳および翻訳を行います。
3. 依頼者は、ボランティアの交通費実費を支給してください。
4. ボランティアの活動に係る費用は、原則としてボランティアの負担としますが、材料費等の実費については、依頼者が負担してください。

利用申請手続き

1. 利用を希望される場合は、依頼日の3週間前までに申請書類を提出してください。
2. 申込団体が行政機関、大学等教育機関以外の場合、団体の概要がわかる書類を提出してください。
3. 実施する国際交流に関する非営利活動のスケジュール、企画書等参考資料も併せて提出ください。
4. 複数の団体に同時に依頼される場合は、申請の際にお知らせください。

その他

1. お申し込みいただいても語学ボランティアを紹介できない場合もありますのでご了承ください。
2. 申請内容の大幅な変更や取消しはご遠慮ください。
3. 緊急又は不測の事態で当該ボランティアが活動不可能となった場合、当センターはその責任を負いません。
4. ボランティアは、社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア保険」に加入していますので、活動中のけがや賠償責任については、保険で補償されます。

(公財) 福岡県国際交流センター語学ボランティア利用について、上記の内容を承諾します。

署名

⑩